

令和4年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会

開催年月日 令和4年(2022年)3月16日(水)
質問者 自民党・道民会議 吉川 隆雅 委員
答弁者 少子高齢化対策監 京谷 栄一
障がい者保健福祉課長 遠藤 篤也
高齢者保健福祉課介護運営担当課長 杉本 曜子
子ども子育て支援課自立支援担当課長 手塚 和貴

○吉川隆雅委員

ケアラー支援については、本定例会に条例が提案をされておまして、本年4月から施行される予定となっております。ケアラーの方々の悩みは様々であり、ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題でもあることから、自身の悩みを誰にも相談した経験が無いという子どもたちも多い状況となっております。

こうしたことから、ケアラーを早期に発見し、それぞれが抱えている悩みや求められている支援に寄り添った対策が必要であると考えているところであります。

条例の基本的な施策として、普及啓発や早期発見・相談の場の確保などが掲げられておりますが、ケアラー自身に自覚がない場合や周囲がケアラー自体について十分に理解をしていない場合も見られます。このため、その存在や支援の必要性を、本人も含めて、道民の皆様にご理解をいただき、それぞれの状況に応じて適切な支援につなげていくことが重要であります。こうした道民の方々への普及啓発も含め、どのような対策を行っていくのか、具体的な取組を伺いたいと思います。

○高齢者保健福祉課介護運営担当課長

ケアラー支援の取組についてでございますが、道では、昨年、実施いたしました実態調査の結果を踏まえまして、道民の皆様方にケアラー支援へのご理解を深めていただくため、これまで、ホームページやSNSを活用いたしました、ケアラーに関する情報を広く発信をしてきましたほか、市町村や相談支援機関等に対する啓発リーフレットの配布やシンポジウムを開催してきたところでございまして、新年度は、これらに加え、ポスターやステッカーを作成し、市町村や学校、企業も含めた、一層の普及啓発に取り組むこととしております。

また、市町村や相談支援機関、学校などを対象に気づきの重要性や相談スキルの向上を図るための研修を行いますほか、ヤングケアラーの悩みや不安を的確に相談支援に、早期に結びつけるため、コーディネーターを配置し、学校関係者との情報共有に取り組むとともに、市町村にアドバイザーを派遣するなどして関係者間のネットワークの構築や、民生委員・児童委員などのケアラーに身近な方々との協働などの助言をし、地域全体で見守り、支え合う取組を進めていくこととしております。

○吉川隆雅委員

障がいのある人を支えるケアラーは、「1日のケアの時間が長く、併せてケアが長期間に及ぶこと」や「自分が亡くなった後の不安を抱えていること」が、先の実態調査の結果からも明らかとなっております。

一方、ケアラーが支えている障がいのある人も、年齢や障がい特性、疾病など様々であり、これらの方々に、専門的かつ継続的な支援を行うことが、ケアラーの方自身の負担軽減にもつながっていくものと考えます。このような障がいのある方を支えるケアラー及び障がいを持つ本人への支援策が、条例が制定されることにより具体化されていくと思いますけれども、どのような支援策が必要と考えているのか伺います。

○障がい者保健福祉課長

障がいのある人を支えるケアラーへの支援についてであります。障がいのある人への支援の充実、その家族であるケアラーに対する負担の軽減につながることから、一体的な支援に取り組んでいく必要があると考えております。

このため、道ではこれまで、当事者やご家族が抱える複合的な悩みを把握し、必要な支援につなげていくため、相談支援専門員の養成や資質向上を図るための研修に取り組むとともに、発達障がいのある子どもを育てた経験のある親が相談支援を行うペアレントメンターの養成や、地域づくりコーディネーターを活用した地域生活支援拠点の整備などに努めてきたところでございます。

今後は、こうした取組を進めることに加え、新たに設置する医療的ケア児支援センターで、その家族に対し、専門的な相談に対応するなど、条例制定を機に、当事者はもとよりケアをする方々の気持ちにさらに寄り添った支援に取り組んでまいります。

○吉川隆雅委員

今定例会における我が会派の代表質問の中で、知事からは、「ヤングケアラーについては、大学生及び小学生も対象とした調査を早期に実施する」旨の答弁がありました。

いつまでに、どのような内容で調査を行う予定なのか伺います。

○子ども子育て支援課自立支援担当課長

実態調査についてであります。国では、昨年末から、小学生や大学生を対象に学校生活への影響などについて調査を行ったところあり、道においても、国の調査結果と本道の状況を比較、分析するため、同様の追加調査を行うこととしたところでございます。

道としては、調査に当たっては、有識者の皆様にご意見を伺いながら、特に小学生への調査については、その手法や内容、プライバシーに留意しつつ、教育庁と連携し、学校の日程にも配慮した上で、早急な実態調査に着手してまいります。

○吉川隆雅委員

ヤングケアラーの周囲の関係者による気づきの促しや早期発見に向けた体制整備のほか、学校と市町村などとの調整役として新年度新たにコーディネーターを配置するとのことでもあります。

道としては、具体的にどのような支援を行っていくのか伺います。

○子ども子育て支援課自立支援担当課長

ヤングケアラーへの支援策についてであります。本人に自覚がなく、相談経験や機会がない場合が多いヤングケアラーに対しては、ひとりひとりの子どもが抱えている事情を十分理解し、いつでも気軽に相談できる窓口の設置や悩みや気持ちを共感し、話し合えるオンラインサロンの運営などの支援を行っていくこととしております。

また、周囲の方々にその存在に気付いていただき、早期の支援につなげていくため、地域の児童福祉関係者などへの研修を進めるほか、関係機関との調整を行うコーディネーターを配置することとしており、地域全体でヤングケアラーひとりひとりの家庭事情や気持ちに寄り添った支援となるよう各般の施策を進めてまいります。

○吉川隆雅委員

我が会派の代表質問でも指摘をした点であります。様々な悩みを抱えているケアラーの理解をしていただくためには、幅広い道民への普及啓発やケアラー一人一人に必要な支援につなげていくための積極的な取組の推進が必要であります。

条例施行後、ケアラー支援に関する施策を着実に推進するために、道は今後どのように取り組んでいく考えか伺います。

○少子高齢化対策監

今後の対応についてでございますが、道は、今定例会に提案をしております条例案に普及啓発の促進、早期発見や相談対応の場の確保、住民の皆様方と一体となってケアラーの方々を支援していくための地域づくりを基本的な施策として掲げたところでございまして、今後は、この3つの柱に基づきまして、コーディネーターの配置やアドバイザーの派遣など新たな取組を含め、福祉・介護・医療・教育など幅広い分野の関連施策を総合的かつ計画的に進めてまいります。

このため、道といたしましては、高齢者保健福祉計画や障がい福祉計画など、関連する他の計画との整合性を図りつつ、教育庁を含めた道庁各々が一体となって、ケアラー支援に取り組むための推進計画を速やかに策定することとしておりまして、その進捗状況について、有識者会議で検証評価を行うとともに、道民の皆様のご意見なども伺うなどして、各般の施策の着実な進行管理に努めまして、ケアラーとそのご家族が安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けて取り組んでまいります。

○吉川隆雅委員

それぞれご丁寧にご答弁をいただきありがとうございました。

私の印象も含めてですけれども、こうしたケアラー、ヤングケアラーの問題というのは、とかく家庭内の問題だとして、潜在化しやすい側面があったのではないかなと思います。

今回こうした条例化も含めて、やはり地域社会として支援をしていこうと、一人で抱え込まなくていいんだよというようなメッセージにもなると思いますし、そうした機運が高まってきたのは、大変いいことだと思います。

一方で、まだまだこれから、ご答弁いただいてまいりましたように、多くの方々に理解を得ていく取組も必要であると思いますし、物心両面にわたっての支援体制の構築が必要ではないかなと考えております。

ケアラーの支援、ヤングケアラーの支援に向けて、より積極的に取り組んでいただくよう、最後に申し上げて、私の質問を終わります。